

群馬県 吾妻郡 六合村の概要

忘れかけていた風景 六合

～明日へつなげたい今日がある～

(六合村第3次総合計画のテーマ)

六合村の謂れ

明治33年(1900年)7月1日草津村が六合村と草津町に分村したとき、6つの大字「入山・小雨・太子・日影・赤岩・生須」が合わさって1つの村となったところから六合村記し、古事記上巻の序文に天武天皇即位の項に「乾符を握って六合を総、天統を得て...」とあり、日本書紀巻三の神武天皇紀に「蓋し六合の中心か...」とあり、この記述に拠って「六合」は、東西南北・天と地で支配の範囲を示し、国「くに」を意味し、六合を「くに」と読むと言われております。

六合村民憲章

- 1、健康で働くことに喜びをもち、豊かな暮らしをきづきましょう。
- 1、あたたかい愛情と和によって、明るい家庭をつくりましょう。
- 1、恵まれた自然を愛し、力を合わせて、美しい郷土をつくりましょう。
- 1、としよりを敬い、若い芽を育て、住みよい社会をつくりましょう。
- 1、教養を高め、かおり豊かな文化の創造につとめましょう。

面積：202.81 Km²
村の花：レンゲツツジ
村の木：アカマツ
村の鳥：ヤマドリ

社会福祉法人六合村社会福祉協議会
〒377-1311
群馬県吾妻郡六合村大字赤岩 195
電話 0279-95-3041
FAX 0279-95-3041

六合村のあらまし

位置

群馬県の北西部に位置し、長野県と新潟県、八ツ場ダムの長野原町と草津温泉の草津町に接し、総面積の92パーセントが山林原野で占められ、急峻な地形を北から南に白砂川が貫流し、川沿いの国道292号・405号を幹線として、1,763人の日常生活が営まれている。

地域産業

工業・商業は皆無の状況で、農業において山野草「花卉」生産が主な産業で、特産品として花インゲンがある。

主要観光地

野反湖（上信越高原国立公園）

芳ヶ平（志賀高原）

暮坂峠（若山牧水）

赤岩重要伝統的建造物群保存地区（世界遺産暫定リスト）

温泉（六合赤岩温泉、湯の平温泉、応徳温泉、花敷温泉、尻焼温泉、京塚温泉）

生活主要施設

六合村役場

六合村保健センター

六合温泉医療センター（診療所、歯科診療所、老人保健施設、健康増進施設、介護支援センター）

金融機関（JA、郵便局2か所）

食料品店（Aコープ1店）

ガソリンスタンド（2店）

こども園「幼・保一体」（1園）

小学校（1校）

中学校（1校）

私立学校（白根開善学校）

日帰り温泉施設（3か所）

国勢調査

区 分		平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	17 年国調就業者数		
人口	男	1,071	1,025	923	区分	就業者	構成比
	女	1,038	1,020	919	第 1 次	193	21.0
	計	2,109	2,045	1,842	第 2 次	170	18.5
世帯数		682	701	667	第 3 次	557	60.5
構成比	15 歳未満	16.4%	15.5%	14.3%	計	920	100.0
	15 ~ 64 歳	59.4%	55.5%	52.7%			
	65 歳以上	24.2%	29.0%	33.1%			

集落数

24 集落 (限界集落 5、準限界集落 8)

地域交通関係

スクールバス(民間会社に運行委託)

六合村所有		会社所有
マイクロバス	ワゴン	マイクロバス
2台	1台	1台

路線バス「実証実験運行」(民間会社に運行委託)-----平日4往復

過疎地有償運送「補助事業で社会福祉協議会が登録」-----4台

地域通貨「ふれあい切符」----- (平成21年末で終了)

過疎地有償運送について

自家用自動車有償運送導入の経緯

24集落が散在する本村には鉄道やタクシーの事業所はなく、幹線の国道をJRバスが唯一運行(平成21年3月廃止)されていたものの、各集落から最寄りのバス停まで(1 km以上13集落)、また、バス停から六合温泉医療センターまで1.3キロメートルと距離があることと急峻な地形で、車を運転できない多くの高齢者にとってバス利用にも大変苦勞している状況下から、自家用自動車を使って有償で移送するサービスが法的に可能であるかを検討した上で、住民福祉向上を目的に自家用自動車有償運送の許可を六合村が平成12年3月31日に取得して、平成12年度から六合村社会福祉協議会に委託して運送を始めたものです。

【過疎地有償運送登録】

平成18年10月施行の道路運送法の改正に伴い、輸送対象者が住民であれば、年齢・障害の有無に関係なく輸送できる過疎地有償運送を選択し、経過措置期限内の平成20年9月26日に六合村社会福祉協議会が登録を受け、同年10月より過疎地有償運送に移行したところです。

運送区域----- 六合村一円

自家用有償旅客運送の種別---過疎地有償運送

自家用有償旅客運送登録者(運送主体)

群馬県吾妻郡六合村大字赤岩 195
社会福祉法人 六合村社会福祉協議会
会長 富 沢 一 二
登録-- 平成20年9月26日

運営協議会

名称 六合村過疎地有償運送運営協議会

設立年月日 平成20年7月1日

委員の分類・員数

- ・ 村長又はその指定する職員----- 2人
- ・ バス・タクシー事業者及びその組織する団体— 2人
- ・ 住民又は旅客----- 1人
- ・ 運輸支局長又は指定する職員----- 1人
- ・ 学識経験者----- 2人

過疎地有償運送の実績

運転者・車両台数

運転者数	運行車両		
	普通車	軽自動車	福祉車両
6名 (通常3名)	7人乗 1台	4人乗 2台	4人乗 1台

年度別登録者状況

年度	65歳以上			身体障害			精神・療育			登録者	
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
H12	47	125	172	4	2	6		1	1	28.49%	71.51%
H13	39	119	158	3	2	5		1	1	25.61%	74.39%
H14	42	108	150	4	3	7		1	1	29.11%	70.89%
H15	37	104	141	4	3	7		1	1	27.52%	72.48%
H16	41	103	144	3	3	6				29.33%	70.67%
H17	36	107	143	3	3	6				26.17%	73.83%
H18	34	107	141	3	3	6				25.17%	74.83%
H19	29	106	135	2	2	4	2		2	23.40%	76.60%
計	305	879	1184	26	21	47	2	4	6	26.92%	73.08%

平成20年3月末(登録者141人 人口1817人 登録率7.76%)

年度別運行回数・利用者・利用目的

年度	運行回数	利用者	利用目的				
			診療所往路	診療所復路	地区間	美容院	郵便局
H12	1,160	1,859					
H13	1,214	1,968					
H14	1,154	1,860	35.70%	34.95%	20.38%	4.57%	4.41%
H15	1,379	2,077	37.07%	35.48%	20.22%	3.51%	3.71%
H16	1,429	2,258	34.99%	34.37%	23.83%	2.88%	3.94%
H17	1,430	2,247	36.05%	35.96%	20.96%	3.83%	3.20%
H18	1,606	2,478	37.65%	38.66%	18.32%	3.03%	2.34%
H19	1,798	3,023					
計	11,167	17,770					

年々、運行回数・利用者は増加している。
利用目的の70%は、診療所の往復利用

運行収支

(単位:千円)

年度	収 入			支 出	
	登録料	利用料金	受託金		
H15	5,354	298	921	4,135	5,354
H16	5,600	300	977	4,323	5,600
H17	5,564	298	972	4,294	5,564
H18	5,729	294	1,037	4,398	5,729
H19	5,787	282	1,189	4,316	5,787
H20	6,196	260	1,568	4,368	6,196

六合村過疎地有償運送「愛称：やまどり」 平成21年度更新・新規登録のお知らせ

六合村では、平成12年度より有償運送「やまどり」を行っております。
「やまどり」は、年会費2,000円で登録すると片道400円で村内の移動サービスが受けられます。

平成21年度の更新及び新規登録は下記のとおりですので、希望者は所定の手続きをお願いします。

手続きは六合村社会福祉協議会で、随時受付けております。

◆ 現在登録者の方

現在登録されている方は、やまどり利用予約電話時等に更新の確認をさせていただきます。更新をされる方は次回利用時迄に年会費をお支払頂き、新利用登録者証は後日送付させていただきます。

平成20年度の登録者証は平成21年3月31日が有効期限ですので登録者証は社協まで返却して下さい。

◆ 新しく登録する方

新規に登録を希望される方は六合村社会福祉協議会へご連絡下さい。詳しい手続き方法を説明いたします。

	内 容	
運送の種類	やまどり 六合村過疎地有償運送	
年会費	2,000円	
利用料金	A～B地点 400円	
登録資格 (六合村に住所を有する方)	平成21年度中に65歳以上になる方 (昭和20年4月1日以前に生まれた方)	
	身体障害者手帳	の交付を受けている方
	療育手帳	
	精神保健福祉手帳	
	介護保険法、2号被保険者であって要介護認定者等の方 生活保護受給者	
その他社会福祉協議会長が必要と認めた方		
利用区域	六合村域に限ります	
利用可能日時	月曜日～金曜日(国民の祝日及び年末年始の休日を除く) 午前9時から午後4時30分まで	
利用方法	利用したい日の15日前から前日までの予約制 営業日(時間内)に電話・FAXで予約	

お問い合わせ先

社会福祉法人六合村社会福祉協議会

電話&FAX 95-3041